

呉市移住支援金

直近10年間のうち、通算5年以上、かつ、移住直前に連続して1年以上東京23区内に在住していた方または東京圏から東京23区内に通勤していた方が、広島県が運営するマッチングサイトに掲載された中小企業等に就業する又は、テレワークや起業に関する要件に該当する場合に移住支援金を交付する制度です。



東京23区在住者(通勤者)が呉市に移住し、就業又はテレワーク又は起業した場合

支 援 額

単身世帯の場合

60万円

2人以上の世帯の場合

100万円

子ども加算

1人につき

100万円

移住に関する要件

- 移住元に関する要件
 - 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていること。
 - 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていること。
- 移住先に関する要件
 - 広島県及び呉市において移住支援事業の詳細が公表された後に、申請者を含む該当の世帯構成員が呉市に転入したこと。
 - 移住支援金の申請時において、申請者を含む該当の世帯構成員が転入後1年以内であること。
 - 移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思があること。
- その他の要件
 - 申請者を含む該当の世帯構成員が、暴力団員でないこと。
 - 申請者を含む該当の世帯構成員が、本市の市税を滞納していないこと。
 - 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

就業に関する要件(一般/専門人材)

- 勤務地が広島県内に所在すること。(一般/専門人材)
- 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。(一般/専門人材)
- 当該法人等に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。(一般/専門人材)
- 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。(一般/専門人材)
- 就業先が、広島県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。(一般)
- 求人への応募日が、マッチングサイトに移住支援金の対象として掲載された日以降であること。(一般)
- 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。(専門人材)

テレワークに関する要件

- 所属先企業からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合で、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- 所属先企業等から当該移住者に資金提供されてないこと。

起業に関する要件

- 1年内に「東京圏からの移住による地域課題解決型起業支援事業」に係る起業支援金の交付をうけていること。

関係人口に関する要件

- 支給対象者の要件のいずれかに該当し、かつ地域の担い手確保の要件のいずれかに該当すること。
※詳細については、ホームページまたは要綱第4条(5)をご確認ください。

注意点・手続き上の期限等

- この補助金は、所得税法における一時所得に該当する場合があります。
 - 令和7年度予算の範囲内で実施する事業です。
- ※その他、詳細については、お電話またはホームページでご確認ください。

お問い合わせ先:呉市住宅政策課

〒737-8501 広島県呉市中央4丁目1番6号 呉市役所本庁舎5F
(0823)25-3394 FAX(0823)24-6831



呉市公式キャラクター「呉氏」